
今年度の検討について（案）

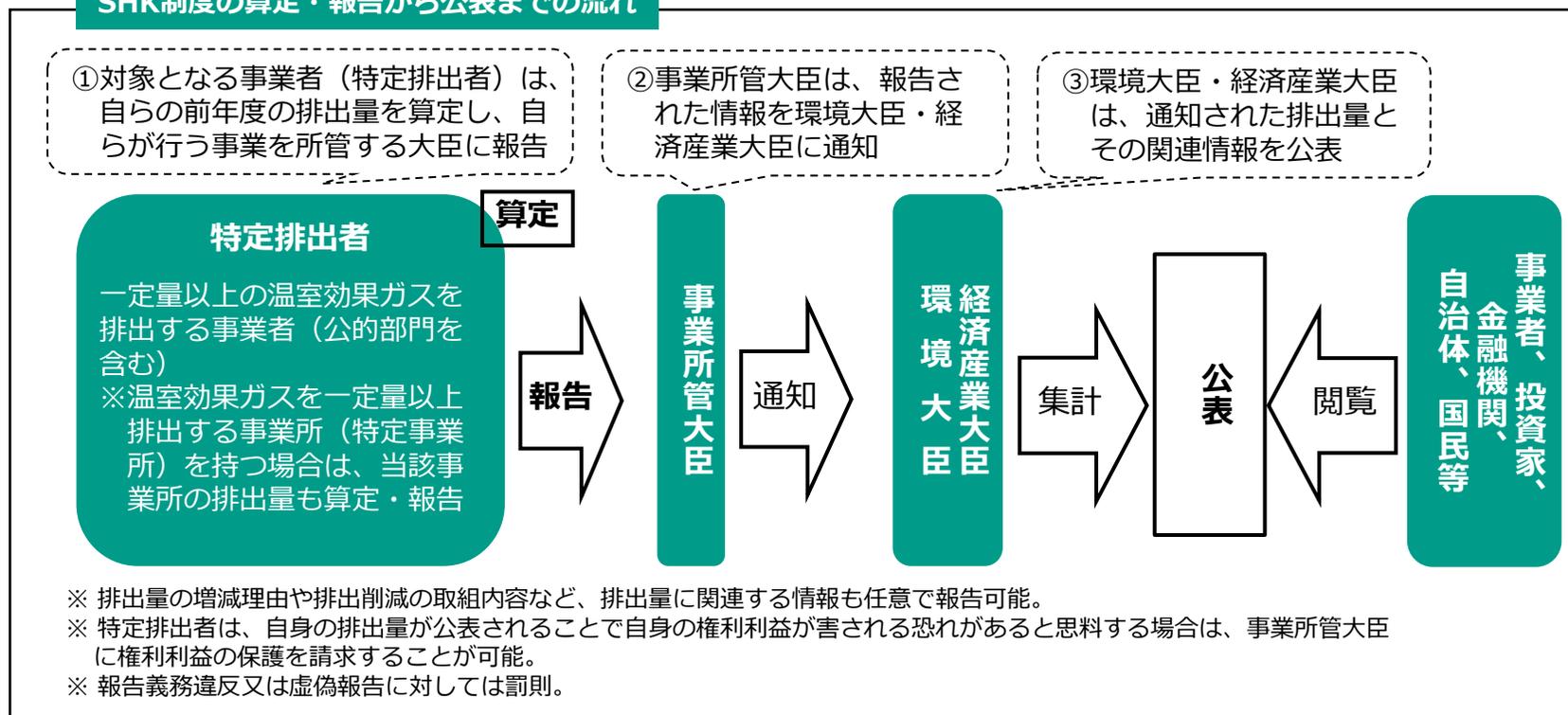
令和5年6月21日

事務局

【参考】温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の概要

- 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（以下「SHK制度」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者に、自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、報告された情報を国が公表する制度。
- 排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤の確立と、情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成、を制度の目的とする。

SHK制度の算定・報告から公表までの流れ

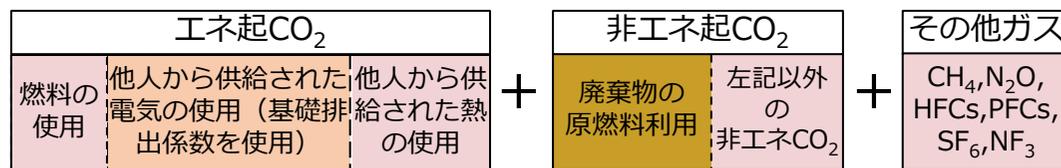


【参考】SHK制度における算定・報告方法

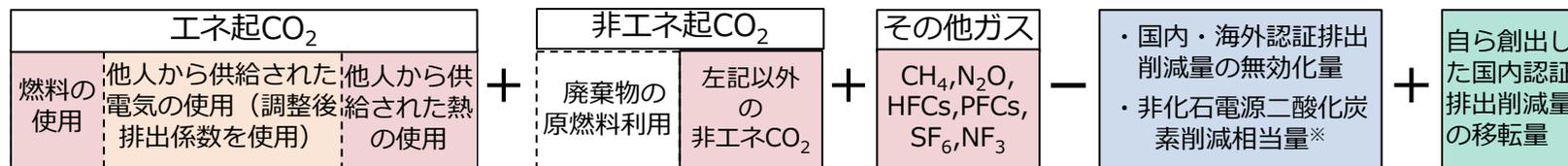
- SHK制度は、国内法に基づく義務的な排出量の算定・報告制度であり、算定方法及び報告方法を法令・告示・マニュアルで詳細に規定している。
- SHK制度では、前年度※¹の「基礎排出量」と「調整後排出量」を算定し、国に報告することを事業者には義務付けている。「基礎排出量」は、自らの事業活動※²に伴い排出したCO₂（他人から供給された電気・熱の使用に伴う間接排出を含む）・CH₄・N₂O・HFCs・PFCs・SF₆・NF₃の量である。「調整後排出量」は、「基礎排出量」を基本とし、クレジット等により調整したものである。

※¹ HFCs、PFCs、SF₆、NF₃は、前年1年間（暦年）
 ※² 排出量算定の対象とする事業活動は法令で限定列挙

＜基礎排出量：自らの事業活動に伴い直接的又は間接的に排出した温室効果ガスの量＞



＜調整後排出量：基礎排出量を基本とし、クレジットの無効化量等を考慮し調整した温室効果ガス排出量＞



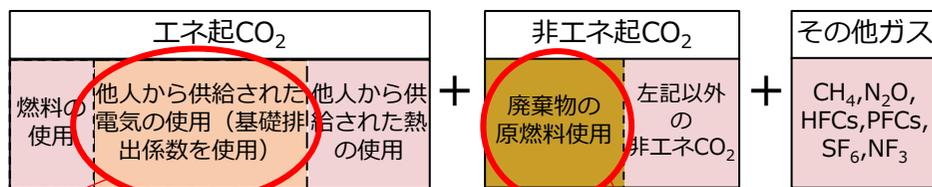
※ 非化石電源二酸化炭素削減相当量は、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除することが可能

【参考】SHK制度の基礎排出量と調整後排出量について

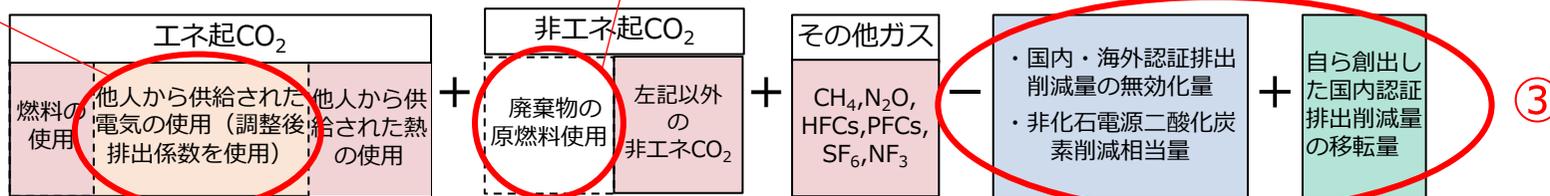
■ SHK制度の基礎排出量と調整後排出量の違いは、以下の3つ。

- ① エネ起CO₂排出量について、他人から供給された電気の使用に伴う排出量は、基礎排出量では基礎排出係数を使用して算定するのに対し、調整後排出量では調整後排出係数を使用して算定する。
- ② 非エネ起CO₂排出量について、廃棄物の原燃料利用に伴う排出量は、基礎排出量では計上するが、調整後排出量では控除する。
- ③ 調整後排出量では、クレジットの無効化量・移転量と証書のCO₂削減相当量を考慮する。

＜基礎排出量：自らの事業活動に伴い直接的又は間接的に排出した温室効果ガスの量＞



① ＜調整後排出量：基礎排出量を基本とし、クレジットの無効化量等を考慮し調整した温室効果ガス排出量＞



※ 非化石電源二酸化炭素削減相当量は、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除することが可能

温室効果ガス排出量算定・報告・公表（SHK）制度における算定方法検討会 中間取りまとめ（令和4年12月）について①

- 令和4年1月、環境省・経済産業省が検討会を設置。国家インベントリの算定方法の見直しを踏まえた算定対象活動や排出係数の見直しを行った。
- また、国際的な算定ルールの動向や2050年カーボンニュートラルに向けた様々な取組の促進等を踏まえ、制度の考え方・立ち位置を整理した上で算定方法の見直しについて検討。
- 同12月にこれまでの検討結果を中間取りまとめ。政省令告示等に反映の上、令和5年度実績を報告する令和6年報告から適用予定。

<主な項目>

2. 算定対象活動について

3. 排出係数について

4. 電気の使用に伴う排出量の算定方法について

5. ガス事業者別排出係数と熱事業者別排出係数の導入について

6. 証書及びカーボン・クレジットの扱いについて

7. 廃棄物の原燃料利用の扱いについて

8. GHGプロトコルと整合した算定への換算について

SHK制度の算定・報告事項と各論点の対応関係

算定方法検討会
中間取りまとめ
(令和4年12月)より

2. 算定対象活動について
3. 排出係数について

＜基礎排出量：自らの事業活動に伴い直接的又は間接的に排出した温室効果ガスの量＞



5. ガス事業者別排出係数の導入について

4. 電気の使用に伴う排出量の算定方法について

5. 熱供給事業者別排出係数の導入について

6. 証書及びカーボン・クレジットの扱いについて

＜調整後排出量：基礎排出量を基本とし、クレジットの無効化量等を考慮し調整した温室効果ガス排出量＞



7. 廃棄物の原燃料利用の扱いについて

※ 非化石電源二酸化炭素削減相当量は、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を上限に控除することが可能

8. GHGプロトコルと整合した算定への換算について

温室効果ガス排出量算定・報告・公表（SHK）制度における算定方法検討会 中間取りまとめ（令和4年12月）について②

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会
中間取りまとめ

（令和4年12月）（抜粋）

電気の使用に伴う排出量の算定方法についての今後の方針

- （略）
- 電気の排出係数に係る課題について継続的に議論すべき。（略）

その他の論点

- 今回の全5回の検討会では、現行のSHK制度がカバーする範囲について一通りの議論を行った。今回は議論の対象としなかった、SHK制度におけるCCSや森林吸収等の扱いについて、来年度議論すべき。また、メタネーション（合成メタン）を始めとするCCUについても、関連する検討会の議論等も踏まえて、来年度議論すべき。
- これらに限らず、SHK制度の算定方法に関する論点について、議論を継続すべき。

今年度の主な検討項目について

- 電気の使用に伴う排出量の算定方法について
- CCS及びCCUの扱いについて
- 森林吸収等の扱いについて

今後の検討の進め方

■ スケジュール（イメージ）

➤ 令和5年6月21日（水）第6回検討会

- 電気の使用に伴う排出量の算定方法について
- CCS及びCCUの扱いについて

➤ 令和5年夏頃 第7回検討会

- 電気の使用に伴う排出量の算定方法について（継続）
- CCS及びCCUの扱いについて（継続）
- 森林吸収等の扱いについて

➤ 令和5年秋頃 第8回検討会（取りまとめ）

- 議論の継続及び取りまとめ

（※必要に応じて、第9回検討会の開催を調整）